

旧川西町上水道施設解体工事について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和3年10月12日

川西町長 小澤 晃 広

1 事業の概要

(1) 事業の名称 旧川西町上水道施設解体工事

(2) 目的

本事業は、上水道施設解体工事を実施するにあたり、アスベスト類等の暴露防止及び土壌汚染対策による周辺地域への環境対策に留意し、安全かつ速やかに解体工事を行うことを目的に実施する。

(3) 工事場所 奈良県磯城郡川西町大字結崎地内

(4) 工事内容 別紙「旧川西町上水道施設解体工事特記仕様書」のとおり

(5) 工事期間 契約締結日から令和4年3月15日

(6) 提案上限額 119,977,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加者資格要件等

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による解体工事業の特定建設業許可を受けていること。

ア 令和2・3年度川西町建設工事等登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者について当該(ア)、(イ)又は(ウ)に定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし、(ウ)にあっては法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

(ア) 現場代理人当該構成員に雇用期間を特に限定することなく申請日前3箇月以上継続して雇用されている者（構成員が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。

(イ) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）

a 常時雇用者であること。

b 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者で、工事現場に専任できる者であること。

(ウ) 専門技術者常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。

- (2) 奈良県内に登記済みの本店・支店営業所を有すること。
- (3) 過去10年以内に浄水場又は配水場の建築物に係る請負金額1,000万円以上の工事施工実績を有すること。

3 担当部署

川西町 事業課

住所 〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

電話 0745-44-2679 (事業課直通) ファックス 0745-44-4734

電子メール kkensetsu@town.nara-kawanishi.lg.jp

H P : <https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp>

4 提出書類及び部数

(1) 参加表明書

各1部提出すること。なお、各様式の詳細については、「提出書類作成要領(様式集)」を参照すること。

- ア 様式1：参加表明書
- イ 様式2：参加資格確認調書
- ウ 様式3：工事实績調書
- エ 様式6：財務体質及び企業の地域貢献度・姿勢

(2) 企画提案書

正本各1部、副本各8部提出すること。(様式6については、正本1部のみとする。)なお、各様式の詳細については、「提出書類作成要領(様式集)」を参照すること。

- ア 様式4：技術提案提出書
- イ 様式5：価格提案書
- ウ 様式7：技術提案概要書
- エ 様式8：技術提案書
- オ 様式9：工事工程表

(3) その他

担当課による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)が、仕様書に基づき、提出する。

企画提案は、1参加者につき1件とする。

正本については、企業名の記載押印のあるもの、副本は企業名やロゴマーク等、参加者を特定できる内容の記載の無いものとする。

5 提出書類の受付

(1) 受付期間

- ア 参加表明書の受付 令和3年10月13日(水)～10月21日(木)
(受付時間：開庁日の9時から17時まで)
- イ 企画提案書類の受付 令和3年10月13日(水)～10月27日(水)
(受付時間：開庁日の9時から17時まで)

(2) 提出場所 「3 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法

担当部署に持参又は郵送(簡易書留又は書留)により提出する。

(期日必着とする。)

6 質問書の受付と回答

企画提案書等の作成に関する質問を次のとおり受付する。

- (1) 受付期間 令和3年10月13日(水)～10月21日(木) 正午まで
(受付時間：開庁日の9時から17時まで)
- (2) 提出場所 「3 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 「3 担当部署」の電子メールアドレスあてに提出すること。
- (4) 提出書類 様式11：質問書
- (5) その他
 - ア 質問に関する回答は、電子メールにて回答する。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

審査は、「旧川西町上水道施設解体工事公募型プロポーザル選定要領」に基づき、資格審査のほか、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、総合的評価を行う。

(2) 審査基準

審査基準次に掲げる項目を総合的に勘案し、審査評価の高いものを選定する。

- ア 企画提案審査(事業に関する基本要件)
(実績・実施体制、工程計画、周辺環境に対する配慮、労働安全衛生に対する配慮、創意工夫)
- イ 企画提案審査(公害防止対策)
(仮設計画、騒音・振動対策、水質・土壌汚染対策、アスベスト対策、現場確認調査、発生材処分)
- ウ プレゼンテーション審査
(わかりやすさ・業務意欲)

エ 価格審査

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

審査では、最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を選定する。発注者は、審査の結果を基に、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(4) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知する。

8 契約手続き等

(1) 契約の手続き

ア 発注者は、優先交渉権者と交渉のうえ契約を締結する。

(2) 優先交渉権者の取消し等

優先交渉権者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者と契約を締結できない場合、本町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取消し、次点を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。

9 その他、提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用（提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等）は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却はしない。また、提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

なお、提出された書類は、川西町情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) このプロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(4) 公募資料等の配布

ア 公募の周知 令和3年10月13日（水）から

イ 配布方法

本プロポーザルの実施については、町の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

ウ 閲覧資料

公募資料等を令和3年10月13日（水）から10月21日（木）まで川西町事業課（川西町役場2階）で配布する。

(5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(6) 企画提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、応募辞退届を提出するものとする。

10 問合せ先

川西町 事業課

住所 〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

電話 0745-44-2679（事業課直通） ファックス 0745-44-4734

電子メール kkensetsu@town.nara-kawanishi.lg.jp

HP : <https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp>